

保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件

1 設置認可等に関すること

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び関係法令等を遵守し、「保育所」及び「小規模保育事業A型」として認可を受けること。
- (2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）を遵守し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業としての確認を受けること。
- (3) 開園日 保育所 平成32年4月1日
小規模保育事業A型 芦屋市分庁舎の供用開始日（平成31年1月予定）
- (4) 開園時間 1日11時間（午前7時から午後6時まで）とする。
- (5) 休園可能日 日曜日
国民の祝日
年未年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 利用定員に関すること

保育所は60人から80人までの利用定員を目安に、事業者が提案すること。小規模保育事業A型は19人の利用定員とすること。

- (1) 保育所については、2号及び3号認定子どもの利用定員を設定すること。
- (2) 小規模保育事業A型については、3号認定子どもの利用定員を設けること。なお、年度途中で3歳に達した子どもについては、当該年度末まで利用可能とする。
- (3) 利用定員については、それぞれ持ち上がりが可能となるように設定すること。なお、保育所の2歳児と3歳児の定員差は小規模保育事業A型の2歳児の定員数以上とすること。その上で、保育所の3歳児の受入れについては、市の利用調整にも協力すること。

3 基本原則

- (1) 保育所及び小規模保育事業A型の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
- (3) 懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採る時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- (4) 事業者の代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、芦屋市の幼児教育及び保育をよく理解し、芦屋市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (5) 運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた施設をめざし、利用者を選択される魅力ある施設づくりに取り組むこと。
- (6) 事業者が社会的信望を有すること。
- (7) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業について知識又は経験を有すること。
- (8) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であること。
- (9) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (10) 各種関係法令を遵守すること。

4 施設運営・事業内容に関すること

(1) 指導計画等の作成について

「保育所保育指針」、「芦屋市就学前カリキュラム」及び「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、**全体的な計画（保育課程）**、指導計画、**保健計画及び食育計画等**を作成し、保育を実施すること。

(2) 個別的配慮を要する子どもへの保育について

個別的配慮を要する子どもについては、芦屋市統合保育事業として本市からの決定に基づき委託を受けること。

(3) 行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事まで規制するものではない。

(4) 支援を要する子ども及び保護者への対応について

支援を要する子ども及び保護者への対応については、本市子育て推進課など関係機関と連携して行うこと。

(5) 連携・交流について

近隣の就学前施設及び小学校と連携・交流を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流する**よう努める**こと。

(6) 延長保育事業について

1 1 時間の開園時間の後、さらに延長保育事業（平日の午後 6 時から午後 7 時まで）を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業とする。

(7) 子育て支援事業について

育児相談や育児講座など地域での子育てを支援するサービスを提供すること。また、保育所については園庭開放等、施設の地域開放も実施すること。

(8) 苦情解決処理について

苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決の仕組みを整備すること。

5 職員の配置等に関すること

次のとおり配置等を行うこと。

(1) 保育所

ア 施設長

専任の正規職員を配置すること。

イ 主任保育士

施設長を補佐する者として、専任の正規保育士を配置すること。

ウ 保育士

園児の区分（当該年度の 4 月 1 日の年齢）	員数
ア 満 5 歳以上の園児	おおむね 20 人につき 1 人
イ 満 4 歳以上満 5 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
ウ 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 15 人につき 1 人
エ 満 2 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 5 人につき 1 人
オ 満 1 歳以上満 2 歳未満の園児	おおむね 5 人につき 1 人

カ 満1歳未満の園児（生後3か月から）	おおむね3人につき1人
---------------------	-------------

備考 職員数の算定に当たっては、表中のアからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた員数）とすること。

(2) 小規模保育事業A型

ア 施設長

専任の正規職員を配置すること。

イ 保育士

園児の区分（当該年度の4月1日の年齢）	員数
ア 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね5人につき1人
イ 満1歳未満の園児（生後3か月から）	おおむね3人につき1人
	上記の合計数に1を加えた人数

備考 職員数の算定に当たっては、表中のア及びイの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた員数）とすること。

ウ その他

職員配置は常時2人（うち1人以上は常勤職員とする。）を下回ってはならない。（常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員）

6 職員の研修に関すること

- (1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (2) 本市が実施する保育所職員等を対象とする研修に参加すること。

7 給食に関すること

- (1) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (2) 離乳食、アレルギー食、配慮食等の個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (3) 調理は、当該園内で行うこと。ただし、小規模保育事業A型については、平成32年3月31日までの間は連携施設等※から搬入することができ、平成32年4月1日に本募集による保育所が開園した後は当該保育所のみから搬入できる。

※連携施設等・・・連携施設又は事業者と同一の法人若しくは関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設若しくは医療機関等

8 健康診断に関すること

- (1) 利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は毎月検便を行うこと。

9 その他の保育内容等について

- (1) 施設賠償責任保険、災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。
- (2) 災害時に地上又は避難階に安全に避難できるように2以上の避難経路を確保すること。事前に芦屋市消防本部に図面を持参して協議し、使用開始検査を受ける等、必要

な手続きを行うこと。

- (3) 原則として、市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用や行事に参加する費用等の徴収を行うものについては、事前に保護者に説明し、同意を得ること。

10 必要な施設の建設等に関すること

- (1) 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法等の関係法令を遵守して作成の上、本市の承認を得ること。
- (2) ~~車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すため、保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを、当該地や近隣に確保するように努めるなど、関係法令を遵守すること~~
~~車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すための対策を講じること。~~
- (3) 芦屋市に指名登録している建設事業者の中から入札で施工業者を選ぶこと。
- (4) 設計金額が3,000万円以上の事業については、事業者による「条件付き一般競争入札」により施工業者を決定すること。なお、設計金額が130万円を超え3,000万円未満の事業については「指名競争入札」により、設計金額が130万円以下の事業については施工業者3社以上の見積合せにより決定すること。
- (5) 公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行うこと。
- (6) 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すことがある。
- (7) 施工業者との契約は、補助金の交付決定後に行うこと。

~~(8) 芦屋市分庁舎建物は市が平成29年9月から平成30年12月まで建替工事を行う予定であるため、小規模保育事業A型部分の整備については、当該工事と調整を行いながら並行して実施すること。また、保育所用地は一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社が平成31年1月末まで使用する予定である。~~

- (8) その他、事業者が行う手続等

施設の建設整備にあたっては、事業者において事業認可、建築確認等必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、事業者が負担すること。

11 開園後の取組への協力に関すること

事業者は、開園後の運営状況等について、次に掲げる本市の取組へ協力すること。

- (1) 本市職員による訪問への協力
- (2) 保護者アンケートの実施への協力
- (3) 本市が行う公募事業の検証への協力

12 建設費及び運営費にかかる補助

- (1) 建設費について

ア 保育所

保育所等整備交付金の交付要綱に基づいて補助する予定

イ 小規模保育事業A型

芦屋市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱に基づいて補助する予定

ウ 備考

- (ア) 保育所等整備交付金については平成29年度交付要綱を、芦屋市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱については平成27年5月1日付けの交付要綱を参考とすること。補助額又は内容等は今後変更される可能性がある。
- (イ) 当該補助金は、芦屋市の平成30年度及び平成31年度予算成立を条件とする。予算が成立しない場合は、補助をしないことがある。
- (ウ) 消費税・地方消費税額分も補助対象となる。
- (エ) 利用定員の設定及び総事業費により補助金額は異なる。
- (オ) 補助金は、保育所及び小規模保育事業A型の認可を受け、1(3)に示す開園日に開園した後に交付する。
- (カ) 保育所又は小規模保育事業A型の運営を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が必要となる場合がある。
- (2) 保育所の解体撤去費について（市単独補助）
 既存建物等の解体撤去費については、21,000,000円を上限として補助する予定
 ※ 当該補助金は、芦屋市の平成31年度予算成立を条件とする。予算が成立しない場合は、補助をしないことがある。
- (3) 運営費等
 本募集により選定され、保育所又は小規模保育事業A型の認可及び確認を受けた事業者は、施設型給付費又は地域型保育給付費（公定価格より、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を受給することができる。なお、小規模保育事業A型の保育料は園で徴収し、園の収入となる。
- ア 公定価格
 内閣府の子ども・子育て支援新制度のホームページで公定価格の試算ソフトが公開されているので確認すること。
- イ 市単独助成金
 市単独助成を実施する予定（ただし、実施内容については検討中）。
- 【参考：平成29年度実績】
 子ども1人につき、国が定める公定価格の基本分単価に処遇改善等加算及び管理者設置加算を加えた額に、下記に定める率を乗じた額
- ・ 0,1歳児 8%, 2歳児以上 20%
- (4) 延長保育事業委託料について
 利用乳幼児1人あたり1回の利用につき、保育標準時間認定者の場合は500円、保育短時間認定者の場合は300円を助成する。なお、延長保育料については芦屋市が利用者から徴収するため、事業者において延長保育料収入は発生しない。
 ※ 平成30年度以降については、予算編成の過程で変更となる場合がある。

13 その他

- (1) 選定された事業者に限り、誓約書を提出すること。
- (2) 基本設計時、工事施工前において、法人代表者等責任を持って対応できる者が出席する説明会等を開催し、近隣住民からの理解を得ること及び安全確保等を図ること。また、開園準備にあたっては、保護者向けの説明会を行うこと。
- (3) ~~選定された事業者は、~~施設の整備にあたり、~~選定された事業者の責任において誠意~~

~~を持って近隣の住環境への影響が最小限となるよう留意し、（日照・騒音・交通対策等の環境面）への適切な対策を講じに配慮することとし、関係法令を遵守すること選定された事業者の責任において誠意を持って対応すること。~~

- (4) 市長は、選定された事業者が本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適正な保育事業の実施が困難と認めるときは、事業実施者としての選定の決定を取り消すことができる。
- (5) 多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な施設を整備し、~~芦屋市の選定されたを受けた~~事業者自らが運営すること。
- (6) 保育所を運営しなくなったときは、~~事業者の費用をもって~~当該施設を更地にし、芦屋市に返還すること。~~また、~~小規模保育事業A型を運営しなくなったときは、~~事業者の費用をもって~~当該部分は原状回復して芦屋市に返還すること。
- (7) この諸条件に定めのない事項については、芦屋市と協議して定めること。